

第8次函館市高齢者保健福祉計画
第7期函館市介護保険事業計画
(平成30年度～平成32年度)
素案【概要版】

函 館 市

目 次

第1章 計画策定にあたって	1
第1節 計画策定の背景	1
第2節 法令などの根拠	1
第3節 計画策定に向けた取組および体制	1
第4節 計画期間	1
第5節 他の計画との整合	1
第2章 高齢者の現状と推計・課題	2
第3章 計画の基本的な考え方	3
施策の体系	4
日常生活圏域の設定	5
第4章 施策の展開	6
第1節 基本方針Ⅰ 地域の支え合いの推進	6
第2節 基本方針Ⅱ 自立した生活を送ることができる環境の整備	7
第3節 基本方針Ⅲ 安定した介護保険制度の構築	9
(1) 施設・居住系サービス基盤の整備	9
(2) 介護給付等対象サービスの利用見込み	11
(3) 介護保険料	13
第5章 計画の推進	15

第1節 計画策定の背景

高齢者が住み慣れた地域で自立した生活を営めるよう、医療、介護、介護予防、住まい、生活支援サービスが切れ目なく提供される「地域包括ケアシステム」の深化・推進および介護保険制度の持続可能性の確保を目的とする「地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」により、介護保険法が改正されたことから、自立支援・重度化防止の取組や、医療・介護の連携などを推進し、団塊の世代がすべて75歳を迎える平成37(2025)年までの中長期的な視野に立った計画を策定します。

第2節 法令などの根拠

この計画は、高齢者全体の保健・福祉の施策全般を定める老人福祉法第20条の8に規定された市町村老人福祉計画となる高齢者保健福祉計画と、介護保険事業についてそのサービス見込量などを定める介護保険法第117条に規定された市町村介護保険事業計画を一体的に策定するものです。

第3節 計画策定に向けた取組および体制

1	函館市高齢者計画策定推進委員会の開催
2	市民への情報公開
3	各種調査の実施 (1) 介護予防・日常生活圏域ニーズ調査 (2) 在宅介護実態調査 (3) 介護保険施設等入所(入居)申込者状況調査 (4) 介護保険サービス等の提供に係る事業者意向調査

第4節 計画期間

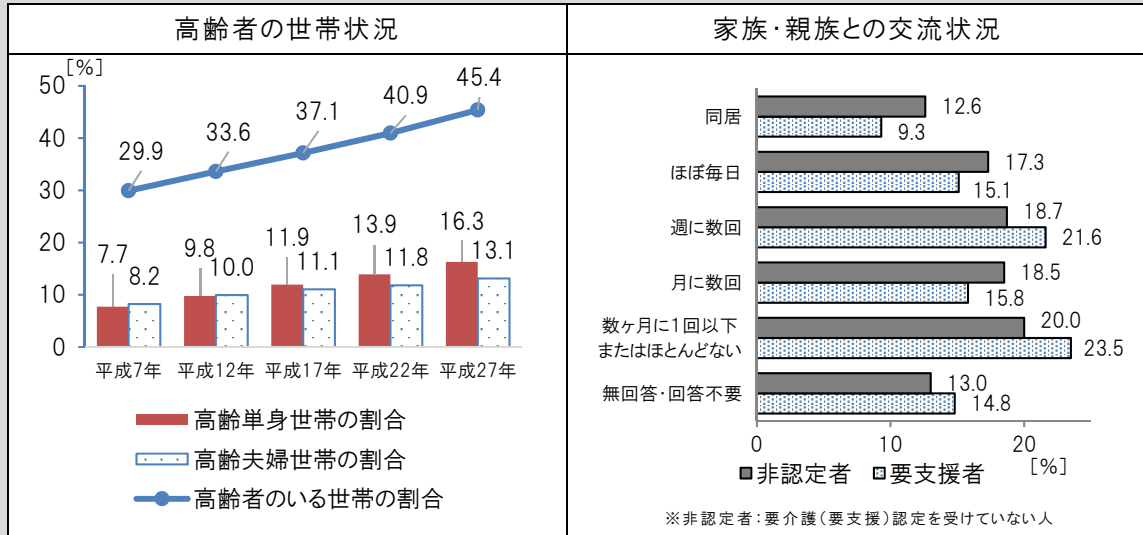
計画の期間は、介護保険法に基づき平成30年度から32年度までの3年間とします。

第5節 他の計画との整合

計画の策定にあたっては、国の基本指針に則し、同時に策定される北海道の高齢者保健福祉計画・介護保険事業支援計画および医療計画との整合を図るとともに、第3次函館市地域福祉計画や第5期函館市障がい福祉計画、他の高齢者に関する事項を定める各種計画と調和が保たれたものとなりました。

現 状

少子高齢化の進行に伴い、総世帯数に占める高齢単身世帯、高齢夫婦世帯の割合が上昇傾向にあるほか、家族・親族との交流の機会が少ない高齢者が多い。

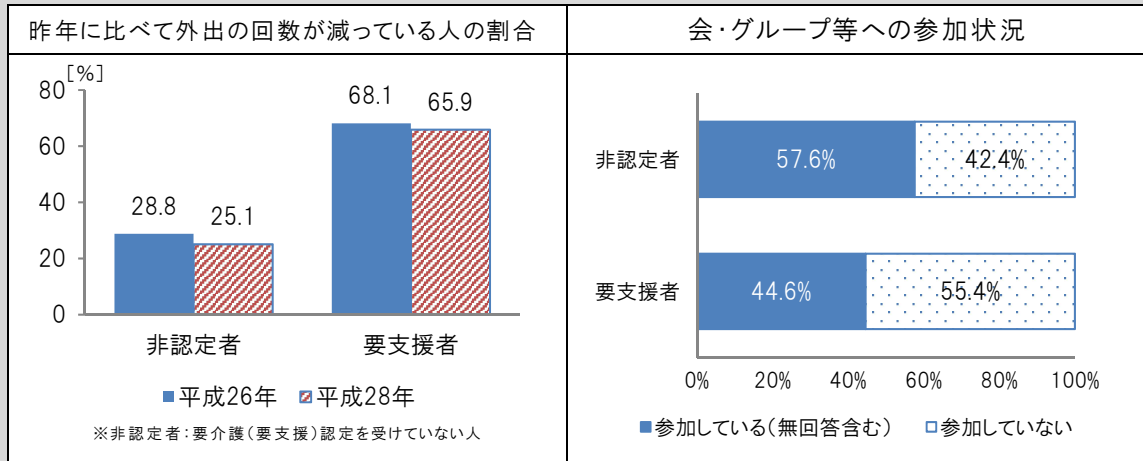


課題1 → 施策の基本方針Ⅰ

地域住民がそれぞれの役割を持ち、自分らしく活躍し、支え合いながら暮らすことのできる地域社会の実現と多様な主体による支援体制の構築

現 状

昨年に比べて、外出の回数が減っている高齢者や、会・グループ(町会、趣味のサークル等)に参加していない高齢者が多い。



課題2 → 施策の基本方針Ⅱ

地域社会の担い手として期待される高齢者の健康の維持増進・社会参加の促進と、それに資する環境づくり

現 状

要介護(要支援)認定率が全国や北海道と比べて高く、サービス提供体制の確保が求められているが、各事業所では介護職員が不足していると感じている。

要介護(要支援)認定の状況	[%]				
	区分	函館市	北海道	全国	中核市平均
	平成26年度	22.0	19.3	17.9	18.4
	平成27年度	22.1	19.4	17.9	18.4
	平成28年度	22.2	19.5	18.0	18.5

介護人材の状況	[%]					
	区分	大いに不足	不足	やや不足	適当	過剰
	事業所全体	9.8	22.9	26.7	40.1	0.5
	訪問介護員(サービス提供責任者含む)	20.0	44.3	25.7	10.0	0.0
	介護職員	14.6	24.4	27.7	32.9	0.5
	看護職員	2.3	9.3	16.2	71.7	0.6
	生活相談員(支援相談員)	1.5	2.9	12.5	80.9	2.2
	介護支援専門員	1.1	5.0	10.0	82.2	1.7
	理学・作業療法士、言語聴覚士、機能訓練指導員等	4.4	1.1	13.3	81.1	0.0
	栄養士	0.0	1.7	6.8	89.8	1.7

課題3 → 施策の基本方針Ⅲ

要介護認定率の上昇に伴う介護人材の確保と育成、サービスの質の向上、サービス提供基盤の充実などによる、安定した介護保険制度の構築

第3章

計画の基本的な考え方

基本理念

～いきいき長寿都市宣言～

いつまでも健康で生きがいを持ち、安心して生活できる社会をめざして

区分	施 策	
課題1	基本方針Ⅰ	地域の支え合いの推進 地域の多様な主体の連携や市民相互の支え合い等を推進し、思いやりにあふれ、安心して暮らすことができる社会の実現をめざします。
課題2	基本方針Ⅱ	自立した生活を送ることができる環境の整備 高齢者が生きがいを持ち、自立した生活を送ることができるよう、生活環境等の整備を進めます。
課題3	基本方針Ⅲ	安定した介護保険制度の構築 質の高い介護保険サービスを適切かつ公平公正に受けられるよう、サービス提供基盤の充実と適正な運営の確保を図ります。

施策の体系

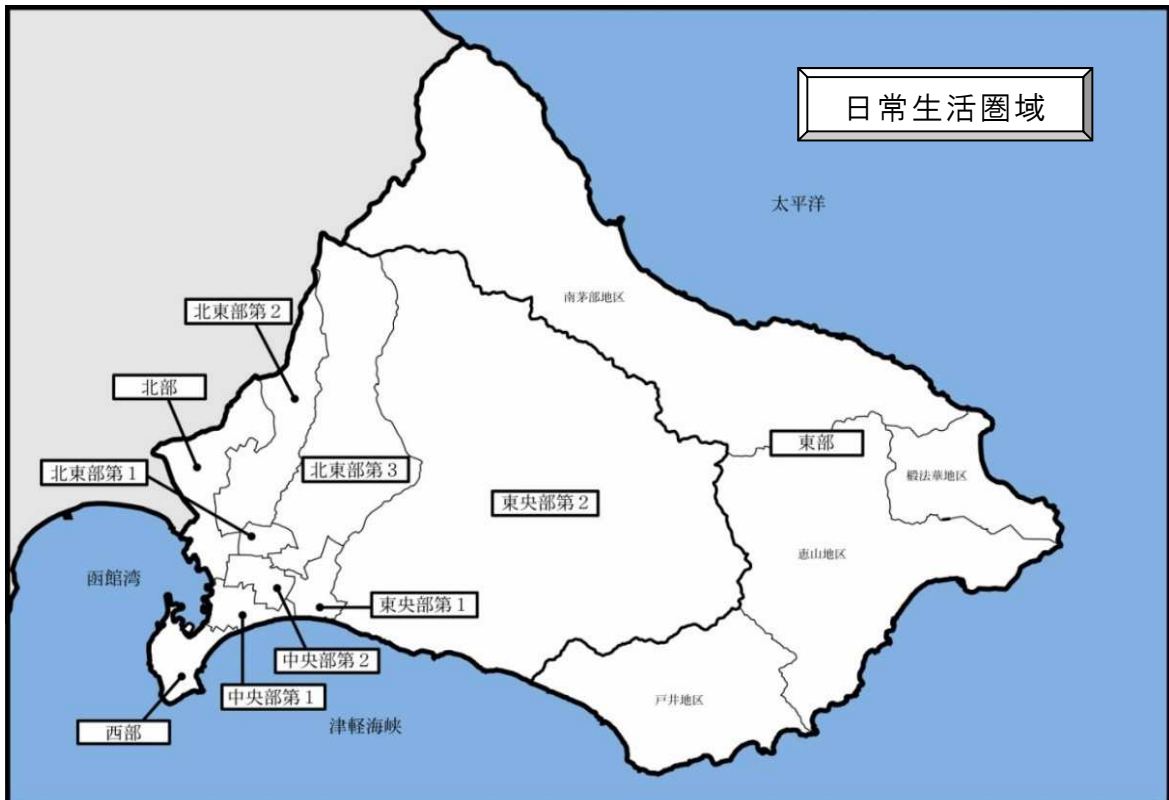
基本理念	基本方針	基本施策	
		施策目標	個別施策
いつまでも健康で生きがいを持ち、安心して生活できる社会をめざして	I 地域の支え合いの推進	1 共に支え合う地域づくりの推進	
		<ul style="list-style-type: none"> ・多様な人々の支え合いによる地域社会の実現をめざします ・支援を必要とする人へ早期に介入し適切な支援を行います 	<ul style="list-style-type: none"> (1) 地域包括支援センターの機能強化 (2) 地域ケア会議の推進 (3) 高齢者の日常生活支援体制の充実・強化 (4) 高齢者虐待防止の推進 (5) 地域における見守り活動の推進 (6) 介護に取り組む家族等への支援の充実 (7) 高齢者在宅福祉サービスの充実 (8) 福祉コミュニティエリアの整備
		2 在宅医療・介護連携の推進	
		<ul style="list-style-type: none"> ・切れ目のない在宅医療・介護の提供体制の構築に向けた取組を推進します 	<ul style="list-style-type: none"> (1) 在宅医療・介護連携の課題の抽出と対応策の検討 (2) 医療・介護連携支援センターの機能の充実
		3 認知症高齢者等への支援の充実	
		<ul style="list-style-type: none"> ・認知症の人とその家族を支える地域づくりに取り組みます 	<ul style="list-style-type: none"> (1) 知識の普及と理解の促進 (2) 認知症の人と家族への支援体制の強化 (3) 医療・介護・地域連携による適時・適切な予防・支援の推進 (4) 成年後見制度の利用促進
	II 自立した生活を送ることができる環境の整備	4 介護予防・健康づくりによる自立の推進	
		<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者が主体的に身近な場所で介護予防と健康づくりに取り組む環境を整えます 	<ul style="list-style-type: none"> (1) 介護予防の普及・啓発 (2) 地域の主体的な介護予防活動の支援 (3) 地域リハビリテーションの推進 (4) 高齢期の健康づくり・疾病予防の推進
		5 主体的な社会参加の促進	
	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者が地域社会に主体的に参加できる環境を整えます 	<ul style="list-style-type: none"> (1) 支え合い活動への参加支援 (2) 生涯学習・スポーツ活動の推進 (3) 就業機会の拡大 	
6 暮らしやすいまちづくりの推進			
<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者が地域でいきいきと暮らせる生活環境の整備を進めます 	<ul style="list-style-type: none"> (1) 市民協働の推進 (2) 安心・安全な生活の確保 (3) 福祉のまちづくりの推進 (4) 高齢者向け住まいの充実 		
III 安定した介護保険制度の構築	7 介護保険サービスの充実		
	<ul style="list-style-type: none"> ・介護保険サービス基盤の充実により日常生活を支援します 	<ul style="list-style-type: none"> (1) 施設・居住系サービス基盤の整備 (2) 介護給付等対象サービスの利用見込み (3) 介護保険料 	
8 介護保険制度の円滑な運営			
<ul style="list-style-type: none"> ・介護保険制度の適正な運営を進め、効果的・効率的な介護給付を実施します 	<ul style="list-style-type: none"> (1) 情報発信の充実 (2) 人材の確保および資質の向上 (3) 事業者への支援・指導体制の充実 (4) 低所得者向け施策の実施 (5) 介護認定の公平性・公正性の確保 (6) 介護給付適正化計画の推進 		

日常生活圏域の設定

日常生活圏域は10圏域とし、各圏域に地域包括支援センターを設置するほか、東部圏域にはランチ1か所を設置し、高齢者への総合的な支援を行うなど、地域包括ケアシステムを支える中核機関として各種取組を推進します。

《日常生活圏域の町名》

圏域	町名	
西部	入舟町, 船見町, 弥生町, 弁天町, 大町, 末広町, 元町, 青柳町, 谷地頭町, 住吉町, 宝来町, 東川町, 豊川町, 大手町, 栄町, 旭町, 東雲町, 大森町	
中央部第1	松風町, 若松町, 千歳町, 新川町, 上新川町, 海岸町, 大縄町, 松川町, 万代町, 中島町, 千代台町, 堀川町, 高盛町, 宇賀浦町, 日乃出町, 的場町, 金堀町, 広野町	
中央部第2	大川町, 田家町, 白鳥町, 八幡町, 宮前町, 時任町, 杉並町, 本町, 梁川町, 五稜郭町, 柳町, 松陰町, 人見町, 乃木町, 柏木町	
東央部第1	川原町, 深堀町, 駒場町, 湯浜町, 湯川町1丁目, 湯川町2丁目, 湯川町3丁目, 花園町, 日吉町1丁目, 日吉町2丁目, 日吉町3丁目, 日吉町4丁目	
東央部第2	戸倉町, 榎本町, 上野町, 高丘町, 滝沢町, 見晴町, 鈴蘭丘町, 上湯川町, 銅山町, 旭岡町, 西旭岡町1丁目, 西旭岡町2丁目, 西旭岡町3丁目, 鱒川町, 寅沢町, 三森町, 紅葉山町, 庵原町, 亀尾町, 米原町, 東畑町, 鉄山町, 蛾眉野町, 根崎町, 高松町, 志海苔町, 瀬戸川町, 赤坂町, 銭亀町, 中野町, 新湊町, 石倉町, 古川町, 豊原町, 石崎町, 鶴野町, 白石町	
北東部第1	富岡町1丁目, 富岡町2丁目, 富岡町3丁目, 中道1丁目, 中道2丁目, 鍛冶1丁目, 鍛冶2丁目	
北東部第2	美原1丁目, 美原2丁目, 美原3丁目, 美原4丁目, 美原5丁目, 赤川町, 赤川1丁目, 亀田中野町, 北美原1丁目, 北美原2丁目, 北美原3丁目, 石川町, 昭和1丁目, 昭和2丁目, 昭和3丁目, 昭和4丁目	
北東部第3	山の手1丁目, 山の手2丁目, 山の手3丁目, 本通1丁目, 本通2丁目, 本通3丁目, 本通4丁目, 陣川町, 陣川1丁目, 陣川2丁目, 神山町, 神山1丁目, 神山2丁目, 神山3丁目, 東山町, 東山1丁目, 東山2丁目, 東山3丁目, 水元町, 亀田大森町	
北部	浅野町, 吉川町, 北浜町, 港町1丁目, 港町2丁目, 港町3丁目, 追分町, 亀田町, 桔梗町, 桔梗1丁目, 桔梗2丁目, 桔梗3丁目, 桔梗4丁目, 桔梗5丁目, 西桔梗町, 昭和町, 亀田本町, 亀田港町	
東部	戸井地区	小安町, 小安山町, 釜谷町, 汐首町, 瀬田来町, 弁才町, 泊町, 館町, 浜町, 新二見町, 原木町, 丸山町
	恵山地区	日浦町, 吉畑町, 豊浦町, 大潤町, 中浜町, 女那川町, 川上町, 日和山町, 高岱町, 日ノ浜町, 古武井町, 恵山町, 柏野町, 御崎町
	毘法華地区	恵山岬町, 元村町, 富浦町, 島泊町, 新恵山町, 絵紙山町, 新八幡町, 新浜町, 銚子町
	南茅部地区	古部町, 木直町, 尾札部町, 川汲町, 安浦町, 白尻町, 豊崎町, 大船町, 双見町, 岩戸町



第4章

施策の展開

第1節 基本方針Ⅰ 地域の支え合いの推進

基本施策1 共に支え合う地域づくりの推進

施策の方向性と目標	<p>住み慣れた地域で、高齢期の生活をその人らしく豊かに安心して営むことができるように、地域住民をはじめ、民生委員・児童委員や町会等の地域の多様な支援者・団体と連携しながら、地域包括支援センターを中心とした相談体制の充実を図り、共に支え合う地域づくりに取り組みとともに、増加している困難事例に対し、早期に必要な支援を行うことで、問題の深刻化を防ぎ、高齢者虐待防止に努めます。</p> <p>【目標】</p> <ul style="list-style-type: none">・ 多様な人々の支え合いによる地域社会の実現をめざします・ 支援を必要とする人へ早期に介入し適切な支援を行います
-----------	---

主な取組	<p>地域包括支援センターの機能強化 地域ケア会議の開催 生活支援体制整備事業 高齢者虐待防止ネットワークの構築 高齢者見守りネットワーク事業 家族介護者交流事業・男性家族介護者交流事業 ひとり暮らし高齢者等緊急通報システム事業 福祉コミュニティエリアの整備</p> <p style="text-align: right;">など</p>
------	--

基本施策2 在宅医療・介護連携の推進

施策の方向性と目標	<p>高齢者は加齢に伴い、疾病にかかりやすいなどの特徴があり、医療と介護のニーズを併せもつ高齢者が増加しています。</p> <p>このような高齢者に対し、様々な局面で包括的かつ継続的な医療と介護を提供するため、医師会をはじめ関係団体と緊密に連携しながら、切れ目のない在宅医療・介護の提供体制の構築に向けた取組を推進します。</p> <p>【目標】</p> <ul style="list-style-type: none">・ 切れ目のない在宅医療・介護の提供体制の構築に向けた取組を推進します
-----------	---

主な取組	<p>医療・介護連携支援センター運営委員会の設置 関係市町との連携 医療・介護関係者の情報共有の支援 在宅医療・介護連携に関する相談支援 医療・介護関係者の研修 切れ目のない在宅医療・介護の提供体制の構築</p> <p style="text-align: right;">など</p>
------	---

基本施策3 認知症高齢者等への支援の充実

施策の方向性と目標	認知症高齢者等やその家族が孤立せず、地域の支え合いの中で生活することができるよう、認知症に対する正しい知識と理解の普及・啓発や支援体制の強化に取り組みます。 【目標】 ・ 認知症の人とその家族を支える地域づくりに取り組みます
主な取組	認知症ケアパスの普及 軽度認知障害スクリーニングテストの実施 認知症サポーター養成事業 認知症カフェの地域展開 認知症初期集中支援チームの配置【新規】 成年後見センターの設置・運営 など

第2節 基本方針Ⅱ 自立した生活を送ることができる環境の整備

基本施策4 介護予防・健康づくりによる自立の推進

施策の方向性と目標	高齢者がそれぞれの健康状態を維持し、今後も自立した生活を営むことができるように、身近な地域で介護予防や健康づくりに取り組むことができるよう多様な機会・場所を確保し、住民主体の介護予防活動の取組を支援します。また介護支援関係者や、運動指導・リハビリテーション等の専門職と連携し、高齢者の自立支援に向けた取組を進めます。 【目標】 ・ 高齢者が主体的に身近な場所で介護予防と健康づくりに取り組む環境を整えます
主な取組	介護予防の普及・啓発、介護予防教室 介護予防体操リーダーの養成 地域型介護予防体操教室 通いの場の運営支援【新規】 地域リハビリテーション活動支援事業【新規】 心身の健康の増進 感染症の予防 など

基本施策5 主体的な社会参加の促進

施策の方向性と目標	<p>高齢者が人と関わり、持てる力を発揮し、喜びと張り合いのある健康的な生活習慣を維持しながら、いつまでも安心していきいきと暮らせることができるよう、活動の場・機会を提供し、主体的な社会参加を促進します。</p> <p>【目標】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 高齢者が地域社会に主体的に参加できる環境を整えます
主な取組	<p>介護支援ボランティアポイント事業 くらしのサポーター養成事業 社会参加の促進 生涯学習の充実・促進 スポーツ活動の推進 就業支援の実施</p> <p style="text-align: right;">など</p>

基本施策6 暮らしやすいまちづくりの推進

施策の方向性と目標	<p>あらゆる主体が互いに連携したまちづくりを進めるとともに、高齢者が暮らしやすい生活環境の整備を図ります。</p> <p>【目標】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 高齢者が地域でいきいきと暮らせる生活環境の整備を進めます
主な取組	<p>市民活動・町会活動への支援 交通安全対策の強化 消費者・防犯意識の啓発 防火・防災対策の強化 公共交通の利便性の向上 高齢者向け住宅の供給確保 住宅改修等への支援</p> <p style="text-align: right;">など</p>

第3節 基本方針Ⅲ 安定した介護保険制度の構築

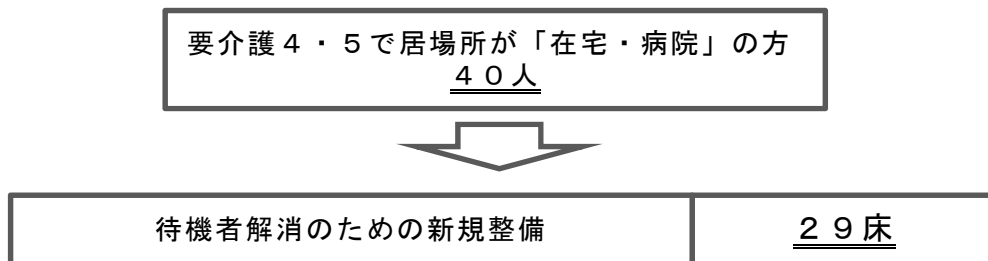
基本施策7 介護保険サービスの充実

施策の方向性と目標	<p>高齢者が住み慣れた地域で生活を続けていくため、介護や支援が必要になった高齢者に対し、必要なサービスを提供できるよう、在宅サービスの充実や、施設・居住系サービスの計画的な整備を図ります。</p> <p>【目標】</p> <ul style="list-style-type: none"> 介護保険サービス基盤の充実により日常生活を支援します
主な取組	<p>居宅サービス</p> <p>地域密着型サービス</p> <p>施設サービス</p> <p>介護予防・生活支援サービス</p> <p style="text-align: right;">など</p>

(1) 施設・居住系サービス基盤の整備

平成29年6月に実施した「介護保険施設等入所(入居)申込者状況調査」の結果や今後の高齢者数および要介護認定者数の見込みから、第7期介護保険事業計画の最終年度である平成32年度時点における、要介護4・5で居場所が「在宅・病院」である入所(入居)の緊急度が高いと思われる方を40人と予測しました。

この結果、平成32年度時点で新たに必要な施設・居住系サービスの見込みは40床となりますが、地域包括ケアシステムの進展により在宅サービスが充実してきていること、サービス付き高齢者向け住宅や有料老人ホームの整備が進んでいること等を踏まえ、本計画における新規の整備として29床分を計画します。



整備にあたっては、食事や排せつなどに常時介護が必要で、自宅では介護が困難な方が入所する特別養護老人ホームが、緊急度の高い要介護4・5の重度の高齢者の入所先として適当であることや、低所得者の利用負担が少なく入所申込者が多いことなどから、住み慣れた地域での生活を継続できるよう定員29人以下の地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の施設を1か所29床分計画します。なお、事業者の選定につきましては、公募を原則とします。

第7期介護保険事業計画における施設・居住系サービス基盤の見込み

[か所, 人]

区 分	第6期計画 平成27～29年度				第7期計画 平成30～32年度		平成32年度末 見込み	
	整備実績		平成29年度末 見込み		平成32年度			
	か所数	定員数	か所数	定員数	か所数	定員数	か所数	定員数
介護保険施設(施設サービス)	1	100	31	2,669	0	0	31	2,669
介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)	1	100	17	1,351	0	0	17	1,351
介護老人保健施設	0	0	9	1,084	0	0	9	1,084
介護医療院【新規】	—	—	—	—	0	0	0	0
介護療養型医療施設	0	0	5	234	0	0	5	234
地域密着型サービス	9	228	68	1,451	1	29	69	1,480
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 (29人以下特別養護老人ホーム)	3	87	5	136	1	29	6	165
認知症対応型共同生活介護 (認知症高齢者グループホーム)	3	54	48	880	0	0	48	880
地域密着型特定施設入居者生活介護 (29人以下介護専用型有料老人ホーム等)	3	87	15	435	0	0	15	435
居宅サービス	1	18	14	892	0	0	14	892
特定施設入居者生活介護(介護付有料老人ホーム等)	1	18	14	892	0	0	14	892
施設・居住系サービス 合計	11	346	113	5,012	1	29	114	5,041

(2) 介護給付等対象サービスの利用見込み

各サービスともに高齢者数の増加に伴い、利用者数は引き続き増えていくことが予測されることから、サービス量は概ね増加すると見込んでいます。また、北海道が国の考え方を踏まえ見込んだ「医療計画との整合性」および「介護離職ゼロ」に係るサービス量を反映します。

介護予防サービスの見込み

区分		平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成37年度
介護予防サービス					
介護予防訪問入浴介護	給付費 [千円]	675	801	929	929
	回数 [回]	84	98	113	113
	人数 [人]	24	24	24	24
介護予防訪問看護	給付費 [千円]	40,788	47,000	53,749	69,835
	回数 [回]	8,002	9,131	10,333	13,505
	人数 [人]	1,572	1,716	1,860	1,992
介護予防訪問リハビリテーション	給付費 [千円]	22,049	26,327	29,429	22,810
	回数 [回]	7,908	9,331	10,308	7,988
	人数 [人]	888	1,104	1,284	1,284
介護予防居宅療養管理指導	給付費 [千円]	8,244	8,952	10,084	11,305
	人数 [人]	912	972	1,080	1,212
介護予防通所リハビリテーション	給付費 [千円]	144,266	159,029	173,167	190,046
	人数 [人]	4,836	5,268	5,640	6,204
介護予防短期入所生活介護	給付費 [千円]	15,614	16,765	16,964	17,700
	日数 [日]	3,222	3,432	3,432	3,564
	人数 [人]	324	336	336	348
介護予防短期入所療養介護	給付費 [千円]	247	250	253	253
	日数 [日]	36	36	36	36
	人数 [人]	12	12	12	12
介護予防福祉用具貸与	給付費 [千円]	67,305	74,480	81,181	89,397
	人数 [人]	15,624	17,112	18,444	20,328
特定介護予防福祉用具購入費	給付費 [千円]	12,289	12,797	13,906	15,551
	人数 [人]	456	468	504	564
介護予防住宅改修費	給付費 [千円]	48,922	57,895	66,094	72,822
	人数 [人]	708	828	936	1,032
介護予防特定施設入居者生活介護	給付費 [千円]	127,725	133,570	137,214	151,414
	人数 [人]	1,668	1,704	1,716	1,884
介護予防支援	給付費 [千円]	75,931	78,826	84,800	88,798
	人数 [人]	17,040	17,472	18,576	19,452
地域密着型介護予防サービス					
介護予防認知症対応型通所介護	給付費 [千円]	389	393	398	398
	回数 [回]	48	48	48	48
	人数 [人]	12	12	12	12
介護予防小規模多機能型居宅介護	給付費 [千円]	72,075	88,335	101,452	112,745
	人数 [人]	1,020	1,212	1,356	1,500
介護予防認知症対応型共同生活介護	給付費 [千円]	39,788	54,501	64,738	71,931
	人数 [人]	204	276	324	360
介護予防サービスの総給付費小計 [千円] (A)		676,307	759,921	834,358	915,934

介護サービスの見込み

区分		平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成37年度
居宅サービス					
訪問介護	給付費 [千円]	1,807,651	1,814,881	1,791,598	1,679,445
	回数 [回]	681,298	675,887	659,725	614,569
	人数 [人]	36,000	36,876	37,320	41,304
訪問入浴介護	給付費 [千円]	66,104	61,279	53,793	55,294
	回数 [回]	5,612	5,143	4,464	4,590
	人数 [人]	1,560	1,584	1,560	1,632
訪問看護	給付費 [千円]	433,727	473,356	512,294	518,570
	回数 [回]	76,918	83,383	89,560	91,890
	人数 [人]	10,452	11,124	11,580	14,028
訪問リハビリテーション	給付費 [千円]	174,283	198,522	219,417	231,469
	回数 [回]	60,756	68,381	74,692	78,817
	人数 [人]	5,844	6,504	7,044	7,044
居宅療養管理指導	給付費 [千円]	117,375	125,888	133,454	148,691
	人数 [人]	15,588	16,536	17,340	19,320
通所介護	給付費 [千円]	2,134,643	2,260,912	2,363,806	2,582,975
	回数 [回]	311,824	324,581	333,932	360,452
	人数 [人]	38,028	39,972	41,460	46,536
通所リハビリテーション	給付費 [千円]	680,831	657,147	622,523	632,362
	回数 [回]	83,684	79,736	74,708	75,836
	人数 [人]	11,460	11,196	10,776	10,920
短期入所生活介護	給付費 [千円]	1,403,790	1,556,889	1,717,007	1,855,158
	日数 [日]	177,736	194,485	211,682	230,120
	人数 [人]	9,936	10,224	10,512	10,800
短期入所療養介護	給付費 [千円]	10,047	10,326	10,586	11,089
	日数 [日]	1,006	1,022	1,037	1,090
	人数 [人]	120	120	120	120
福祉用具貸与	給付費 [千円]	584,905	630,186	667,957	749,195
	人数 [人]	51,432	55,272	58,464	66,492
特定福祉用具購入費	給付費 [千円]	33,249	36,916	42,495	46,560
	人数 [人]	936	1,020	1,152	1,248
住宅改修費	給付費 [千円]	40,581	43,976	43,786	47,564
	人数 [人]	564	600	588	636
特定施設入居者生活介護	給付費 [千円]	1,416,148	1,421,238	1,436,042	1,635,548
	人数 [人]	7,596	7,560	7,584	8,628
居宅介護支援	給付費 [千円]	1,129,969	1,183,195	1,222,240	1,348,070
	人数 [人]	81,612	84,432	86,280	95,796
地域密着型サービス					
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	給付費 [千円]	1,013,106	1,156,228	1,290,911	1,468,435
	人数 [人]	6,540	7,152	7,728	8,544
夜間対応型訪問介護	給付費 [千円]	227	229	232	232
	人数 [人]	12	12	12	12
地域密着型通所介護	給付費 [千円]	488,249	502,022	505,410	545,821
	回数 [回]	65,870	67,084	67,136	72,427
	人数 [人]	8,556	8,760	8,820	9,444
認知症対応型通所介護	給付費 [千円]	103,613	109,265	112,493	111,712
	回数 [回]	10,772	11,260	11,466	11,508
	人数 [人]	768	816	840	888
小規模多機能型居宅介護	給付費 [千円]	754,778	851,812	946,315	1,076,563
	人数 [人]	4,068	4,536	5,004	5,760
認知症対応型共同生活介護	給付費 [千円]	2,475,993	2,504,179	2,576,840	2,926,847
	人数 [人]	9,936	9,900	10,044	11,388
地域密着型特定施設入居者生活介護	給付費 [千円]	994,742	1,026,167	1,044,431	1,245,455
	人数 [人]	5,052	5,112	5,112	6,060
地域密着型介護老人福祉施設 入所者生活介護	給付費 [千円]	410,053	424,764	470,431	520,314
	人数 [人]	1,596	1,632	1,788	1,980
看護小規模多機能型居宅介護	給付費 [千円]	203,987	206,446	208,897	268,505
	人数 [人]	1,104	1,104	1,104	1,428
施設サービス					
介護老人福祉施設	給付費 [千円]	3,673,018	3,742,394	3,912,474	4,196,599
	人数 [人]	14,772	14,868	15,360	16,476
介護老人保健施設	給付費 [千円]	2,857,912	2,893,501	3,098,472	3,404,375
	人数 [人]	10,716	10,716	11,340	12,456
介護医療院【新規】	給付費 [千円]	0	0	0	845,282
	人数 [人]	0	0	0	2,292
介護療養型医療施設	給付費 [千円]	825,101	835,377	845,282	
	人数 [人]	2,292	2,292	2,292	
介護サービスの総給付費小計 [千円] (B)		23,834,082	24,727,095	25,849,186	28,152,130
総給付費合計 [千円] (A+B)		24,510,389	25,487,016	26,683,544	29,068,064

(3) 介護保険料

本計画では、所得水準に応じてきめ細やかな保険料設定を行うため、第6期計画(平成27年度から29年度まで)に引き続き、標準段階を9段階とし、基準額に対する所得段階別の割合は0.5～1.7とします。

第6期計画 (平成27～29年度)		第7期計画 (平成30～32年度)		
段階	保険料	段階	保険料	対象者
第1段階	2,650円 (基準額×0.5) ↓ [軽減後] 2,385円 (基準額×0.45)	第1段階	3,130円 (基準額×0.5) ↓ [軽減後] 2,817円 (基準額×0.45)	・生活保護の受給者 ・高齢福祉年金受給者(世帯全員が市町村民税非課税) ・課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の人(世帯全員が市町村民税非課税)
第2段階	3,975円 (基準額×0.75)	第2段階	4,695円 (基準額×0.75)	・課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円超120万円以下の人(世帯全員が市町村民税非課税)
第3段階	3,975円 (基準額×0.75)	第3段階	4,695円 (基準額×0.75)	・課税年金収入額と合計所得金額の合計が120万円超の人(世帯全員が市町村民税非課税)
第4段階	4,770円 (基準額×0.9)	第4段階	5,634円 (基準額×0.9)	・市町村民税課税者がいる世帯で、課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の人(本人は市町村民税非課税)
第5段階	5,300円 (基準額×1.0)	第5段階	6,260円 (基準額×1.0)	・市町村民税課税者がいる世帯で、課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円超の人(本人は市町村民税非課税)
第6段階	6,360円 (基準額×1.2)	第6段階	7,512円 (基準額×1.2)	・本人が市町村民税課税 (合計所得金額120万円未満)
第7段階	6,890円 (基準額×1.3)	第7段階	8,138円 (基準額×1.3)	・本人が市町村民税課税 (合計所得金額120万円以上200万円未満)
第8段階	7,950円 (基準額×1.5)	第8段階	9,390円 (基準額×1.5)	・本人が市町村民税課税 (合計所得金額200万円以上300万円未満)
第9段階	9,010円 (基準額×1.7)	第9段階	10,642円 (基準額×1.7)	・本人が市町村民税課税 (合計所得金額300万円以上)

低所得者の保険料軽減

本計画では、第1段階の方を対象とした保険料軽減のほか、世帯非課税の方を対象に、国から示される軽減幅を踏まえ、公費投入による保険料軽減を実施します。

平成37年度の保険料の見込み

団塊の世代がすべて75歳となる平成37年度の保険料基準額を同様の手法で算出すると月額8,150円となり、本計画の保険料基準額と比べ1,890円の増額が見込まれます。

増額の要因としては、40歳から64歳までの方が対象となる第2号被保険者数の減少や、75歳以上の後期高齢者数の増加に伴い介護が必要な高齢者数の増加が見込まれることによります。この見込額は、現在の人口構造や介護サービスの利用状況を踏まえ算出したものであり、今後の社会情勢の変化により必ずしもこの金額となるものではありません。

基本施策 8	介護保険制度の円滑な運営
---------------	---------------------

施策の方向性と目標	<p>介護保険制度は被保険者の保険料負担により運営をする社会保険制度ですが、保険料の適切な賦課や介護認定の公平性・公正性を確保するとともに、介護給付等費用の適正化などを進め円滑な運営を図ります。</p> <p>【目標】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 介護保険制度の適正な運営を進め、効果的・効率的な介護給付を実施します。
------------------	--

主な取組	<p>制度の周知・啓発</p> <p>介護職員の人材確保</p> <p>事業者への指導・監査</p> <p>介護保険料の軽減・減免</p> <p>介護給付適正化計画の推進</p> <p>（要介護認定の適正化，ケアプランの点検，住宅改修等の点検，縦覧点検・医療情報との突合，介護給付費通知）</p> <p style="text-align: right;">など</p>
-------------	---

第5章

計画の推進

1

相談体制・情報提供

地域包括支援センターや市役所の高齢者・介護総合相談窓口、福祉サービス苦情処理制度などの窓口の周知と適切かつ迅速な対応に努めるとともに、介護保険制度や高齢者保健福祉サービスなどについて、パンフレットやホームページなどを通じて広く周知を図ります。

2

関係機関・団体とのネットワークの構築

地域包括支援センターを中核として、保健・医療・福祉の関係機関・団体や地域で活動する民生委員・児童委員、町内会などとのネットワークを充実するとともに、社会福祉協議会等との連携を図ります。

3

計画の進行管理

計画の推進にあたっては、その進捗状況を点検し、Plan(計画)、Do(実施)、Check(評価)、Action(改善)のサイクルに基づき、計画を着実に実施するとともに、施策や事業の効果について、定量的な指標により点検評価を行い、函館市高齢者計画策定推進委員会などから意見をいただき、次期計画に反映させます。また、協議経過等について本市のホームページを通じて公表します。

関連基本施策(4ページ参照)	
成果指標	目標・現状値
基本施策1	
指標1: 家族・親族以外に関わりがあまりない人の割合(低下)	平成31年<平成28年(7.5%)
指標2: 地域ケア会議への参加者数(増加)	平成32年度>平成28年度(1,454人)
指標3: 地域包括支援センターの相談・対応件数(増加)	平成32年度>平成28年度(17,876件/のべ)
指標4: 養護者による高齢者虐待の相談・通報件数に占める虐待判断件数の割合(低下)	平成32年度<平成28年度(35.1%)
基本施策2	
指標5: 多職種連携研修参加機関数(増加)	平成32年度>平成28年度(361機関)
基本施策3	
指標6: 認知症地域支援推進員の人数(増加)	平成32年度末(13人)>平成28年度末(3人)
基本施策4	
指標7: 介護予防事業の参加者数(増加)	平成32年度>平成28年度(7,487人/のべ)
指標8: 新規の要介護2以下の認定者数の割合(高齢者数比)(低下)	平成32年度<平成28年度(2.9%)
基本施策5	
指標9: 会・グループ(町会, 趣味のサークル等)への参加割合(上昇)	平成31年>平成28年(51.9%)
基本施策8	
指標10: ケアプランの点検件数(増加)	平成32年度(100件)>平成28年度(6件)